

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 常総市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.29	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.02	%
全職員	72.46	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	99.02	%
本庁課長相当職	98.10	%
本庁課長補佐相当職	95.43	%
本庁係長相当職	95.90	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.35	%
31～35年	91.99	%
26～30年	89.76	%
21～25年	88.59	%
16～20年	87.72	%
11～15年	94.79	%
6～10年	100.18	%
1～5年	94.33	%

【説明欄】

- ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・任期の定めのない常勤職員とは正規職員を指します。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指し、短時間勤務者も含まれます。
- ・算定給与の範囲には、通勤手当等の非課税部分や退職手当は含まれません。
- ・上記割合の基礎となる職員数について、38.75（7時間45分×週5日）を1人とカウントし、週によって勤務時間が異なる場合等の会計年度任用職員は、以下の方法により算出し職員数を換算しております。総勤務時間数（月）÷4（週）÷38.75（7時間45分×週5日）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。